

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十六条の規定に基づき、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		
目次		
「第二章 略」		
第二章 「略」		
「第一節く第四節 略」		
第五節 調書及び意見書（第三十七条―第三十九条の二）		
「第三章く第五章 略」		
附則		
（調書及び意見書の公衆）		
第三十九条の二 電波監理審議会は、法第九十三条第三項の規定により、同条第二項の調書及び同条第二項の意見書の謄本を公衆の閲覧に供するほか、同条第一項の調書及び同条第二項の意見書を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供することができる。		
（準用）		
第四十二条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで並びに第五条から第三十九条の二までの規定は、不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
「略」		
第三十九条第一項	第九十二条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
第三十九条の二	第九十二条第三項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第三項
（準用）		
第四十四条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二条まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条、第三十九条、第三十九条の二並びに第四十一条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。		

改正前		
目次		
「第二章 同上」		
第二章 「同上」		
「第一節く第四節 同上」		
第五節 調書及び意見書（第三十七条―第三十九条）		
「第三章く第五章 同上」		
附則		
〔新設〕		
（準用）		
第四十二条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで並びに第五条から第三十九条までの規定は、不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
「同上」		
第三十九条第一項	第九十二条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
（準用）		
第四十四条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二条まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第三十九条第二項	第九十二条第三項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
第三十九条の二	第九十二条第三項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
[略]		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[同上]		
第三十九条第二項	第九十二条第三項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
[同上]		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。